



## 「労使間の取扱いに関する協約」一部改正及び 申13号 改訂に関する申し入れ 2月3日全28項目提出！②

### ①からの続き

12. 団体交渉において、信義誠実対等の原則に従い、第18条(団体交渉事項)に基づき遅滞なく、責任をもって回答できる体制を構築すること。また、組合側、会社側の交渉委員数は同数とすること。
13. 団体交渉について、より労使間協議を深度化し、充実させるために、地方における交渉委員の数を組合員が100人以下は4名以内、組合員数が100人を超える場合は7名以内、組合員数が400人を超える場合は700人以下の場合は10名以内、組合員数が700人を超える場合は1,000人以下の場合は12名以内、組合員数が1,000人を超える場合は1,300人以下の場合は14名以内、組合員数が1,300人を超える場合は1,600人以下の場合は16名以内、組合員数が1,600人を超える場合は20名以内とすること。
14. 第23条(苦情処理会議の設置箇所)について、JR東労組各地方本部に対応する事業本部を明らかにすること。また、委員の指名方法、開催場所等を明らかにすること。
15. 第24条(苦情処理委員)について、「地方会議については、会社及び組合が事業本部等に対応する苦情処理委員をそれぞれ決定し、その名簿を相手方に提出する。これを変更する場合も同様とする。」に変更する理由を明らかにすること。
16. 苦情処理会議において、事業本部設置後においても十分な議論ができる体制を構築すること。
17. 苦情処理会議について、第22条(苦情処理の範囲)に基づき組合員から苦情が申告された場合、事前審理を行い、適正に対応すること。また、今回の改訂に伴い不利益変更は行わないこと。
18. 第39条(簡易苦情処理会議の設置箇所)について、JR東労組各地方本部に対応する事業本部を明らかにすること。また、委員の指名方法、開催場所等を明らかにすること。
19. 簡易苦情処理会議において、事業本部設置後においても十分な議論ができる体制を構築すること。また、本協約の改訂において不利益変更は行わないこと。
20. 第50条(手続)、第62条(会社施設等の一時使用)ならびに、第53条(専従許可)、第55条(専従許可の解除及び取消)、第58条(手続)、第60条(使用許可の解除及び取消)、第64条(手続)について、変更する理由を明らかにすること。また、各種申請手続きの変更点を明らかにすること。
21. 第50条(手続)、第62条(会社施設等の一時使用)ならびに、第53条(専従許可)、第55条(専従許可の解除及び取消)、第58条(手続)、第60条(使用許可の解除及び取消)、第64条(手続)について、変更後も現在と同様の各種申請手続きとすること。
22. 第54条(専従者の取扱い)について、「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」によって変更となる点を明らかにすること。また、別に定める専従者の企業型確定拠出年金の定めを明らかにすること。
23. 第63条(掲示)について、設置基準を統一する理由を明らかにすること。
24. 第63条(掲示)について、「事業本部等」を追加する理由を明らかにすること。また、対象機関を具体的に明らかにすること。
25. 第63条(掲示)について、「箇所において」「なお、許可する作業場所に複数の情報綴りは設置できない。」と変更および追加する理由を明らかにすること。
26. 組合掲示板について、事業本部発足時に不利益を発生させないようにすること。
27. 第80条(有効期間及び改廃手続き)について、「令和11年6月30日」までに変更する理由を明らかにすること。
28. 本協約の有効期間は、締結の日から令和10年9月30日までとすること。

以上

組合員の雇用と利益を守るため、精力的に議論をおこなっていきます！